

※詳しくは圖に問い合わせください。

**4月～6月に学校などから「こども110番のいえ」の
お願いがあったら、ご協力ください**

圖 荒尾市少年指導センター
☎ 66-1373

「こども110番のいえ」について

子どもたちが事件やトラブルに巻き込まれそうになり駆け込んだときに、子どもの安全を確保する家や店のことです。子どもたちが安心して暮らせるまちを目指し、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



←黄色いステッカーが目印です
※ステッカーの紛失や劣化などは、少年指導センターにご相談ください。

荒尾市任期付職員採用試験を実施します

圖 総務課人事給与係
☎ 63-1204

- 試験日 5月19日(日)
- 試験会場 市役所
- 試験内容 一般教養および面接
- 受付期限 5月9日(木) (郵送の場合は必着)
- 受付時間 土・日曜を除く午前8時30分～午後5時15分
- 試験案内・採用試験申込書の入手方法
 - ①直接取りに行く場合 総務課(市役所2階)・総合案内(市役所1階)
 - ②インターネットで出力する場合 市ホームページにアクセスして、試験案内と申込書(PDF形式)をダウンロードしてください。
- 受験申込方法 申込書に必要事項を記入し、総務課人事給与係まで持参か郵送してください。
- 申し込み・問い合わせ先 〒864-8686 (住所不要) 荒尾市役所 総務課人事給与係

●募集要項

	一般事務
採用人数	1人程度
職務の概要	市長事務部局に勤務し、一般事務の業務
任用期間	令和元年6月1日～令和2年3月31日
勤務条件	任期が定められていること以外、給与、勤務時間、服務などについて正規職員と同様に地方公務員法などの規定が適用されます。
賃金	月額187,700円～
諸手当	支給要件に該当する人には、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当などが支給されます。
福利厚生	熊本県市町村職員共済組合の組合員になります。

※郵送での申込方法など、詳しくは市ホームページの試験案内をご確認ください。

**契約トラブルなどのお悩みは消費生活センターまで
～大牟田市・南関町・長洲町でも受け付けています。ぜひご利用ください～**

圖 荒尾市消費生活センター
☎ 63-1173

消費生活相談窓口は4市町での広域連携を行っており、昨年度は合同で2回の啓発活動を実施しました。各市町の相談窓口では、各住民以外の相談を合計34件受け入れました。勤務地や居住地に近いなど、利用しやすいところで相談したり、地元では相談しにくいことを近隣の市町で相談したりできるようになったことで、消費者トラブル解決のための手助けの輪が広がりました。これからも、4市町で啓発活動などを積極的にいきます。還付金詐欺、架空請求のハガキ・メールや悪質な手口の事業者など、私たちの生活の周りには、たくさんの危険が潜んでいます。少しでも、「大丈夫かな?」「本当かな?」と思うことがあれば、相談しやすい窓口にお気軽にご相談ください。

◆平成30年度の実績

	大牟田市	荒尾市	南関町	長洲町	合計
相談件数(平成30年度)	857	408	15	29	1,309
うち広域連携構成市町民からの相談件数	17	16	1	0	34

- 【各市町相談窓口一覧】(各市町役場内)**
- 荒尾市消費生活センター** (☎ 63-1173)
◆相談日時 月・火・水・金曜日
◆受付時間 午前10時～午後4時
※4月から担当課が産業振興課から福祉課に変わりました。
- 大牟田市消費生活センター** (☎ 0944-41-2623)
◆相談日時 月～金
◆受付時間 午前9時30分～午後4時
- 南関町消費生活相談窓口** (☎ 57-8500)
◆相談日時 毎週木曜日
◆受付時間 午前9時～午後4時
- 長洲町消費生活相談窓口** (☎ 78-3113)
◆相談日時 毎週木曜日
◆受付時間 午前10時～午後4時

**「わか者」の奨学金の返済を支援します
～奨学金返済わか者就労支援事業補助金のご案内～**

圖 産業振興課商工・企業誘致推進室
☎ 63-1432

大学などを卒業後、市内に就職などをされた、市内居住者の奨学金返済支援事業を行っています。在学中に借り入れた奨学金の返済額の一部に補助金を交付します。

【補助内容】

- 新入社員などの奨学金返済の一部を3年間補助
- ◆補助率 3分の2
- ◆補助額 上限額20万円/年×3年間 ※最大60万円 ※1年ごとの交付(3年間毎年交付申請が必要)

【対象者】(下記の条件全てを満たす人)

- ◎奨学金の貸与を受けて、大学などに進学した人
- ◎奨学金を返済中で、奨学金返済金や市税などの滞納がない人
- ◎平成29年4月1日以降に中小企業者が設置する市内の事業所に就職し、1年以上継続して雇用されている人
- または、平成29年4月1日以降に起業し、1年以上継続して事業を行っている人
- ◎最初の申請時の年齢が30歳以下で、荒尾市に住民票がある人

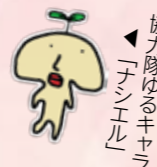
【対象となる奨学金】

- ①日本学生支援機構 第一種奨学金
- ②日本学生支援機構 第二種奨学金
- ③熊本県育英資金

※中小企業者とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者です。
※公務員(臨時職員、非常勤職員を含む)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に該当する事業所などを起業した人や雇用されている人は除きます。
※奨学金の返済に対し、他の補助金などの交付を受けている人または受けようとしている人は除きます。
※初回交付申請の1年前までに実施承認申請を行い、承認を受けてください。
※承認を受けた人が3年間の補助対象期間内に転職や市外への転居などで条件を満たさなくなった場合、それ以降の交付申請はできません。

地域おこし協力隊 活動便り Vol.32

荒尾市地域おこし協力隊員は、最長3年の任期のもと、荒尾の魅力を知り、伝え広げる活動を日々行っています。隊員の主な活動内容や活動予定をお伝えします。



◆上田恵子隊員(平成29年1月着任/移住・定住担当)

医療・看護・介護職合同就職説明会に参加しました。2回目となる今回は、あらおシティモールで開催され113人の来場がありました。市内からの参加がほとんどで、移住相談はありませんでしたが、「奨学金返済わか者就労支援事業補助金」などの支援制度を知らない人が多くて驚きました。状況に応じたさまざまな支援があると知っていることで、定住やUターンにつながるといいます。イベント参加時には、常に支援制度一覧を用意するなどして、一人一人にとっての荒尾暮らしが快適で「定住したい荒尾市」になるよう、頑張っていきます。



▲たくさんの参加者でにぎわう会場

荒尾の魅力、荒尾の情報を Facebook、Instagram で発信中



荒尾市地域おこし協力隊 Facebook



荒尾市地域おこし協力隊 Instagram